

豊中市国民健康保険擬制世帯における世帯主の変更に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市国民健康保険における擬制世帯において、世帯主の変更を希望する場合の事務取扱（平成13年12月25日付け保発第291号厚生労働省保険局長通知）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(世帯主変更の届出)

第2条 擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者で、変更後の世帯主となることを希望するものは、国民健康保険擬制世帯主変更届兼同意書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 世帯主の変更日は、届出のあった日とする。ただし、新たに資格取得をする場合は、その資格取得日から変更することができる。

(世帯主変更の要件)

第3条 市長は、前条の規定による変更の届出があったときは、次に掲げる事項を審査し、国民健康保険事業の運営上支障がないと認める場合に限り世帯主の変更を行うことができる。

- (1) 擬制世帯主が納期到来の国民健康保険料を完納していること。
- (2) 世帯主を変更した後も国民健康保険料の納付義務や各種届出義務の確実な履行が見込めること。
- (3) 擬制世帯主の同意を得ていること。

(世帯主の再変更)

第4条 市長は、変更後の世帯主が次の各号のいずれかに該当するときは、職権により変更前の擬制世帯主を再度国民健康保険の擬制世帯主とすることができる。

- (1) 国民健康保険料の滞納が確認された場合
- (2) 国民健康保険の各種届出義務が履行されない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険運営上支障がある場合

2 市長は、前項において世帯主を変更したときは、擬制世帯主及び変更後の世帯主に対し、国民健康保険世帯主再変更通知書（様式第2号）により、世帯主を変更した旨を通知するものとする。

3 第1項に規定する世帯主再変更の日は、再変更の処理を行う日とする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

国民健康保険世帯主変更届兼同意書

豊中市長 あて

国民健康保険における世帯主となることを希望しますので、下記事項を承知し国民健康保険法施行規則第 10 条の 2 の規定による届出をします。

1. 擬制世帯主に納期限が到来している保険料の未納がある場合は、世帯主の変更はできません。
2. 世帯主を変更する日付は届出があった日となります。ただし、資格取得と同時の届出の場合は資格取得日とすることができます。
3. 変更後の世帯主が国民健康保険料の納付義務や各種届出義務の履行ができないと豊中市長が認めた場合は、変更前の擬制世帯主を再度国民健康保険の擬制世帯主にします。
4. 擬制世帯主が国民健康保険の被保険者になる場合は、擬制世帯主が世帯主になります。

年 月 日

届出人（変更後の世帯主）

住 所 豊中市 丁目 番 号

（大・昭・平・令・西暦）

氏 名 生年月日 年 月 日 性別 男・女

（個人番号）

豊中市長 あて

上記届出人が国民健康保険における世帯主となること、及び変更後の世帯主が国民健康保険料の納付義務や各種届出義務の履行ができないと豊中市長が認めた場合は再度擬制世帯主になることに同意します。

年 月 日

擬制世帯主（変更前の世帯主）

（大・昭・平・令・西暦）

氏 名 生年月日 年 月 日 性別 男・女

（以下、市記入欄）

| | | | | | | |
|---------|-----|------|-------------|-----|------------|-----|
| 記 号 番 号 | 受 付 | 納付確認 | 保険証 | 入力者 | 賦課入力 | 確認者 |
| 豊国 | | 済 | 差替済 郵送差替 | | 旧主分 新主分 | |

第 号
年 月 日

国民健康保険世帯主再変更通知書

様

様

豊中市長

印

職権により国民健康保険の世帯主を変更しましたので通知します。

記 号 番 号 豊国

変更後の世帯主

(擬制世帯主)

変更前の世帯主

世帯主の変更日

変 更 の 理 由